

品川区妊産婦訪問指導実施要綱

制定 昭和62年3月25日 区長決定

要綱第25号

改正 平成9年1月 要綱第8号

改正 平成11年7月 要綱第102号

改正 平成12年3月 要綱第49号

改正 平成13年3月 要綱第34号

改正 平成16年3月 要綱第43号

改正 平成19年4月 要綱第39号

改正 平成21年3月 要綱第58号

改正 平成27年3月 要綱第24号

(目的)

第1条 この要綱は、妊産婦に対し、日常生活指導を行うとともに、異常の発生防止および早期発見につとめることにより母子保健の向上を期することを目的とする。

(実施機関)

第2条 実施機関は、品川、大井、荏原の各保健センター（以下「センター」という。）とする。

(対象)

第3条 妊産婦訪問指導事業の対象は、区に在住の妊婦および産後1年を経過しない者とし、特に次に掲げる者は重点対象とする。

- (1) 初回妊娠の者、特に若年・高年初妊婦
- (2) 妊娠高血圧症候群その他出産に支障を及ぼすと思われる疾病の既往歴のある者
- (3) 多胎妊娠の者
- (4) 未熟児または異常児を分娩したことがある者
- (5) 生活環境上特に訪問指導を必要とする者
- (6) 妊娠届出遅延者、健康診断未受診者等保健に対する関心がうすい者
- (7) 妊娠高血圧症候群（後遺症を含む）、異常妊娠等の妊産婦で、主治医から連絡があった者
- (8) 特にセンターの所長（以下「所長」という。）が必要と認めた者

(指導内容)

第4条 妊産婦訪問指導事業は、生活指導を主体とし、次の事項に留意する。（主治医がある場合は連絡を密にすること。）

- (1) 正常な妊娠、分娩、産じょくについて説明し、妊産婦自身の判断により異常の発生を早期に発見できるよう指導する。
- (2) 異常発生の防止に必要な栄養、安静、休養、運動等について指導する。

- (3) 家庭環境の調整について指導する。
- (4) 浮腫の有無について確認する。
- (5) 妊娠高血圧症候群の知識の普及につとめる。
- (6) 異常を発見したときは、直ちに医療機関で受診するよう勧奨する。
- (7) 性病、結核等の健康診断の未受診者には、受診するよう勧奨する。
- (8) 受胎調節に関する指導

(実施方法)

第5条 妊産婦訪問指導事業の実施方法は、次のとおりとする。

(1) 関係機関との連携

本事業の実施について、関係機関相互の連絡調整を図ること。

(2) 対象者の把握

所長は、次の方法により対象者を把握する。

ア 妊娠届出書

イ 集団健診、健康相談、母親学級

ウ 妊婦健康診査結果通知票

エ 新生児訪問指導

オ 医師の連絡

カ 訪問指導員、助産師、民生委員等の連絡

(3) 訪問指導従事者

ア センター職員のうち、医師、保健師または助産師の資格を有する者

イ 訪問指導員

(イ) 原則として区内在住の、東京都が開催する認定講習会を修了した者。ただし、訪問指導員として従事する際には、あらかじめ品川区と委託契約を締結すること。

(ロ) 所長は、訪問指導員に訪問指導証を交付し、訪問の際必ず携行させる。

(4) 時期および回数

ア 訪問指導は、妊娠中2回とする。ただし、所長が必要と認めた場合は、この限りでない。

イ 主治医から要請のあった場合は、所長が必要と認めた時期および回数とする。

(5) 訪問指示

ア 所長は、前記第5条の(2)により対象を把握した場合は、速やかに妊産婦訪問指導指示票に必要事項を記入のうえ、訪問指導員に交付する。

イ 上記指示内容に変更を生じた場合は、新たに妊産婦訪問指導指示票を交付する。

(6) 報告

ア 訪問指導員は、妊産婦訪問指導記録票に、訪問の際相手方の認印を受けるものとし、毎月

末に当該月分を所長に提出する。

イ 訪問指導員は、訪問指導を終了後、直ちに妊産婦訪問指導票（第1号様式）および妊産婦訪問指導記録票に必要事項を記入のうえ所長に提出し、結果を報告する。

（事後措置）

第6条 所長は、訪問指導員からの報告により、次の事項に留意のうえ必要な措置をとる。

- (1) 母子健康管理票に指導内容を記録する。
- (2) 引き続き訪問指導を必要と認めたときは、新たに妊産婦訪問指示票を交付する。
- (3) 異常の疑いがあるときは、医療機関への受診を勧奨する。
- (4) 必要に応じ、医療給付制度の利用を勧奨する。
- (5) 訪問依頼のあった医療機関へ結果を連絡する。
- (6) センターの地区担当保健師と訪問指導員は、相互の連絡を密にし、訪問指導が円滑に行われるよう図るものとする。

（報告）

第7条 所長は、健康推進部長に、本事業の実績について、地域保健事業報告、母子保健事業報告により報告するものとする。

（委任）

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、細目で定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する